**「令和５年度いわてインバウンド受入態勢整備業務」**

**業務仕様書**

**令和５年９月**

**岩手県**

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和５年度いわてインバウンド受入態勢整備業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

１　本業務の概要

(1)　趣　旨

　　　 本県における令和５年１月～６月の外国人宿泊者数割合は、平成31年同期比で58.5％となっており、香港、タイ、欧米などでは、平成31年同期を上回るなど、回復基調にあるものの、全国平均の74.8％、東北平均の64.6％を下回っていることから、更なる誘客回復を図る必要がある。

　　　 外国人観光客の誘客・周遊を促進するとともに観光消費額を拡大し、本県経済の活性化を図ることを目的に、本県のインバウンドの核となっている民間事業者が地域の中心となって、インバウンドの受入を推進するための態勢整備を支援する。

本業務では、今後本格的なインバウンド再開が見込まれる中国・香港からの来訪機会を創出するため、「馬蜂窩」「大衆天評」等の中国独自のプラットフォーム及び香港で需要の高いプラットフォームの効果的な活用を促進するためのセミナーを開催するほか、アフターコロナにおけるインバウンドへの関心の高まり、NYタイムズ紙の効果等によりこれまで関心を示さなかった層にリーチする機会でもあることから、民間事業者の情報発信ツールへの登録及び活用を支援する。

また、本県でのヴィーガン・ベジタリアンの受入態勢の磨き上げ及び強化を図るため、モニターツアー及びモニターツアーの内容を踏まえた受入実践セミナーを実施する。

(2)　業務件名及び数量

　　　「令和５年度いわてインバウンド受入態勢整備業務」一式

(3)　委託期間

　　　 契約締結の日から令和６年３月31日まで

(4)　委託料の上限額

　　　 4,085千円（税込）

２　業務内容（仕様）

(1)　情報発信支援

①　中国・香港市場への情報発信に関するセミナーの開催

　　　　県内のDMOや観光事業者（飲食店、観光施設、小売事業者、宿泊施設）を対象に、以下の内容でセミナーを計１回開催し、中国・香港市場への効果的な情報発信を促進するもの。なお、開催形式はリアルとオンラインのハイブリット形式とし、開催場所は県央地域とするもの。

　　　ア　口コミが重要な中国市場で訪日観光客の２人に１人が利用している「馬蜂窩」「大衆天評」、香港市場で需要の高い検索サイトや旅行案内サイト及びSNSの効果的な活用方法をテーマとすること。

　　　イ　セミナー参加者を募集し、問合せ及び応募申込みに対応すること。なお、参加人数は、60名程度を目標とすること。

　　　ウ　YouTubeチャンネルを開設し、セミナーの動画をアーカイブすること。また、県内の観光事業者等に広く周知し、より多くの事業者が動画を視聴できるよう配慮する。

　　　エ　セミナー参加者に対し、アンケートを実施し、セミナーについての理解度を把握すること。

　②　情報発信ツールの登録・活用支援

　　　県内の観光事業者（飲食店、宿泊施設、小売事業者、観光施設）を対象に、登録・活用対応マニュアルを作成のうえ、以下のとおり情報発信ツールの登録支援を行い、情報発信の促進を図ること。なお、支援する事業者数は、30事業者程度を目標とすること。（(1)①及び(2)②のセミナー参加者が所属する事業者を含んでも良いこと。）

　　ア　口コミサイト（トリップアドバイザー、馬蜂窩、大衆点評等）への登録支援を実施すること。

　　イ　Googleビジネスプロフィールの登録支援を実施すること。

　　ウ　「HappyCow」「V-Cook Plus」等のベジタリアン向け情報サイトにおいて、店舗情報の登録支援を実施すること。

　　エ　上記のツールへの登録を既に行っている事業者に対し、効果的に活用するための支援（口コミを増やすための方法、評価を上げるための方法、魅力的な情報発信を行うための支援等）も併せて行うこと。

　　オ　登録・活用支援を行った事業者へ適宜必要な情報提供等を行うとともに、サポート結果の効果を測定すること。

　　カ　作成する登録・活用対応マニュアルは、委託契約期間後においても、県のホームページで公表し、県内の観光事業者が活用できるような内容とすること。

(2)　ヴィーガン・ベジタリアンの受入態勢の強化

　　 飲食店等におけるヴィーガン・ベジタリアンの受入態勢を強化し、本県への来訪機会を創出するため、モニターツアーを実施するとともに、モニターツアーの実施結果を踏まえた実践的な内容のセミナーを開催すること。

　　①　モニターツアー

　　　　選定した飲食店等を招請者が訪問し、提供メニュー（試食含む）、情報発信の方法、メニューの表示、接客方法等について招請者から直接、評価や助言を得ることにより、ヴィーガン・ベジタリアンの受入態勢の磨き上げ及び強化の視点を得ることができる内容とする。

　　　ア　招請者は２名以上とし、自身がヴィーガン・ベジタリアンであり、ヴィーガン・ベジタリアン対応への知見のある者とする。

また、日本在住の外国人を１名以上含むものとし、発信力のある者を選定するよう努めること。

　　　イ　選定する飲食店等はインバウンド受入に積極的であり、ヴィーガン・ベジタリアンの旅行者に強く訴求することが可能な店舗とし、希望する飲食店等を募集のうえ、県と調整し選定すること。

　　　ウ　選定する飲食店等は４店舗以上とすること。なお、行程は２泊３日以上で、周辺地域の観光も含む内容とし、県と調整の上決定すること。

　　エ　モニターツアー実施後、招請者によるメディア等への情報発信を促すものとする。

　　　オ　モニターツアー実施後、選定した飲食店毎に、評価、助言、考察（成果のまとめ、課題、解決策今後の展開等）を取りまとめ、報告書を作成すること。

　　　　　なお、報告書の内容については、県内の観光事業者が活用できるよう、優良事例として県のホームページへ公開するため、受託者において、選定した飲食店等から承諾を得るなど、調整を行うこと。

　②　ヴィーガン・ベジタリアン受入実践セミナー

　　　モニターツアー実施後、県内の観光事業者（飲食店、宿泊施設、小売事業者、観光施設）を対象に、モニターツアーの実施結果を踏まえた実践的な内容のセミナーを実施し、ヴィーガン・ベジタリアンの受入態勢の磨き上げ及び強化を図るものとする。セミナー内容は以下のとおりとすること。

　　　ア　開催場所は県央地域とし、計１回開催すること。

　　　イ　セミナー参加者を募集し、問合せ及び応募申込みに対応すること。なお、参加人数は、30名程度を目標とすること。

ウ　モニターツアー招請者やヴィーガン・ベジタリアン対応への理解が深い有識者を講師とすること。

エ　セミナーの内容は、モニターツアーの実施結果（評価、助言、考察（成果のまとめ、課題、解決策今後の展開等））や先進事例を踏まえた、実践的な内容とすること。

オ　セミナー参加者に対し、アンケートを実施し、セミナーについての理解度を把握すること。

３　企画提案書等

(1)　提出書類及び提出部数について

　　①　企画提案書　６部（正本１部、副本５部）

　　②　費用積算内訳書　６部（正本１部、副本５部）

　　　　本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職指名を記載の上、提出すること。

(2)　留意事項

①　参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。

②　企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

　　③　ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

　　④　企画提案書はA4縦の用紙とすること。

　⑶　主な審査観点について

　　①　情報発信支援

ア　セミナーの開催内容は、観光事業者等が理解しやすい内容となっているか。

　　　イ　セミナーの開催内容は、観光事業者等が活かせる内容となっているか。

　　　ウ　事業者の登録・活用支援に効果的なものとなっているか。

　　②　ヴィーガン・ベジタリアンの受入態勢の強化

　　　ア　受入態勢の磨き上げ及び強化の視点を得ることができる内容となっているか。

　　　イ　セミナーの開催内容は、観光事業者等が活かせる内容となっているか。

４　契約に関する条件

(1)　再委託等の制限

①　受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

　　②　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2)　再委託の相手方

　　　 受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3)　業務履行に係る関係人に関する措置要求

①　県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

②　県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

③　受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4)　権利の帰属等

　　　 本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(5)　機密の保持

　　　 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6)　個人情報の保護

①　受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第２項において準用する同条第１項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

②　受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

　　 ③　受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

　　 ④　受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

　　 ⑤　受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

　　 ⑥　特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

　　 ⑦　個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

　(7)　報告書の作成

事業完了時に事業実施内容及びその効果を定量的に評価し、報告すること。

(8)　その他

　　　 本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。